建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画

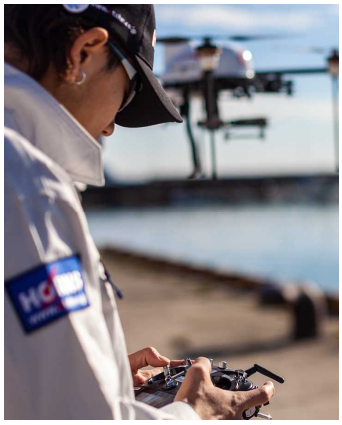

令和5年3月

徳島県

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1．「徳島県計画」策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2．「徳島県計画」の目的とその特色等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3．「徳島県計画」の計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4．「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の実現に向けて
～「徳島県計画」に関連する目標～ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第１　現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
1．安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2．処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第２　施策についての基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
1．責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５
2．施工計画等における安全及び健康の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
3．安全及び健康に関する意識の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
4．処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進 ・・・・・・・・・・・・・・ １８

第３　総合的かつ計画的に講ずべき施策と具体的取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
Ⅰ　責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定
1．責任体制の明確化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
2．経費の適切かつ明確な積算と工期の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
（１）安全衛生経費等の適切かつ明確な積算
（２）適切な工期の設定
Ⅱ　施工計画等における安全及び健康の確保
3．建設現場の安全性の向上等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６
（１）安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の推進
（２）安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材の普及促進
（３）「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善
4．墜落・転落災害防止対策の充実強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２９
（１）労働安全衛生法令の遵守徹底
（２）墜落・転落災害防止対策の充実強化
5．建設現場における措置の統一的な実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３０
（１）建設業者間の連携の促進
（２）一人親方等の安全及び健康の確保
（３）労災保険特別加入制度の周知の徹底

Ⅲ　安全及び健康に関する意識の向上
６．安全及び健康に関する意識の向上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
（１）安全衛生教育の促進
（２）安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進
Ⅳ　処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進
７．処遇の改善及び地位の向上を図るための施策　・・・・・・・・・・・・・・　３５
（１）社会保険等の加入徹底
（２）建設キャリアアップシステムの活用推進
（３）働き方改革の推進
（４）資格取得の推進等によるキャリアアップ支援
８．生産性の向上に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
（１）建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進
（２）ＩＣＴ専門人材の育成
９．多様な担い手が活躍できる職場環境の実現　・・・・・・・・・・・・・・・　４３
（１）女性が働きやすい職場環境づくり
（２）アクティブシニアへの対応
（３）外国人労働者への対応
１０．担い手の確保に向けた建設業の魅力発信　・・・・・・・・・・・・・・・　４７

第４　「徳島県計画」の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

第５　施策等の推進状況の点検と「徳島県計画」の見直し　・・・・・・・・・・　５１

第６　「徳島県計画」の取組目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

計画推進会議委員およびオブザーバー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３

本計画における用語については次のとおり定義する。

【建設業者】・・・建設業を営む者

【建設工事従事者】・・・建設工事に従事する者

【建設工事】・・・建設業法第２条第１項に規定する建設工事

【関係団体】・・・建設業の業界団体、建設業労働災害防止協会徳島県支部　等

【建設業者等】・・・「建設業者」に「関係団体」を加える

【関係（行政）機関】・・厚生労働省徳島労働局、国土交通省四国地方整備局　等

はじめに

１.「徳島県計画」策定の経緯

建設業における重大な労働災害は、これまでの建設業関係者による努力によって減少している。しかしながら、建設業はいまだ死亡災害が最も多い業種となっている。このため、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する基本理念、国の責務、施策の基本となる事項等を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成２８年法律第１１１号）」が制定され、国は同法第８条に基づく基本計画を策定したところである。

また、近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性の向上などが求められており、これらの環境の変化や課題に対応するため、令和元年６月、「新・担い手３法」として品確法、建設業法、入契法が改正されたところである。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、工事一時中止・延期の影響を受けやすい建設工事従事者について、適正な請負代金や工期の設定、安全・健康への一層の配慮が必要となっている。

建設業は、社会資本の整備や適切な維持管理に重要な役割を果たし、災害発生時には、県民の生命・財産を守る地域の守り手として、なくてはならない存在であるが、その一方で、建設業における若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行する中、就労環境の改善による担い手の確保が急務となっている。

このような状況を踏まえ､建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保、さらには建設業の発展に資することを目的に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第９条に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画（以下「徳島県計画」という。)」を策定する。

２．「徳島県計画」の目的とその特色等

「徳島県計画」においては、建設現場の労働災害等、建設業を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共工事・民間工事を問わず、徳島県における建設工事従事者の安全と健康の確保、処遇の改善のために必要となる基本的な方針や施策を定めるとともに、これらに基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

本計画は、国の機関や関係団体、さらには現場をよく知る女性や若者の従事者を委員とする「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画策定検討委員会」において審議し策定する。

また、本計画には、新型コロナウイルス感染防止の観点から「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善、さらには、女性が働きやすい職場環境づくりや建設ＩＣＴに対応した専門人材の育成、資格取得の推進によるキャリアアップ支援など、女性や若者の目線に立った取組も含め、就労環境全体の改善を目指した計画とする。

この計画により、建設工事従事者が安全安心な職場環境のもとで活躍でき、また、一人でも多くの女性、若者等が建設業に従事しようとする契機となるよう、関係団体・機関等と連携し、本計画に位置づけた施策を推進する。

３．「徳島県計画」の計画期間

令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

４．「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の実現に向けて
～「徳島県計画」に関連する目標～

ＳＤＧｓについて

平成２７年（２０１５年）、国連サミットにおいて、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が全会一致で採択された。

この中で、令和１２年（２０３０年）までの「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」として１７のゴール（目標）が掲げられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟する全ての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などに取り組むこととしている。

「徳島県計画」に関連する目標は次のとおり。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

目標４（教育）
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、
生涯学習の機会を促進する。

目標５（ジェンダー）
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の
エンパワーメントを行う。

目標８（経済成長と雇用）
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ
生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

目標１７（実施手段）
持続可能な開発のための実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する。

※アジェンダ・・・取り組むべき検討課題、行動計画
※ジェンダー・・・人間は生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。
※エンパワーメント・・・「力をつけること」という意味。ここでは、女性が政治・経済・社会・文化などのあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけること。

第１　現状と課題

第１　現状と課題

１．安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

徳島県の建設業における死亡災害の発生は、長期的には減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）及び同法に基づく関係省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実・強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、徳島県における死亡者数は、平成７年の１５人から令和元年には３人まで減少した。しかしながら、全産業における死亡災害のうち、建設業が占める割合は、ここ１０年間（平成２２年～令和元年）の平均で３０％を超えており、建設業は全産業の中でも死亡災害が多い業種となっている。**【図１】**

４日以上の休業を要する労働災害について、建設業が占める割合は、ここ１０年間の平均で約１９％である。労働災害の発生状況をみると、墜落・転落災害の占める割合が、令和元年において３６．７％となっており、労働災害のうちでも、特に墜落・転落災害防止が急務と言える。**【図２、３】**

このような現状を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による安全性の点検や啓発など、自主的な取組の一層の推進が重要となる。また、その前提として、請負契約における責任体制の明確化や適正な請負代金、工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

さらに、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）については、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象とはならない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同様の作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、ここ３年間（平成２９年～令和元年）の平均で、全国では毎年１００人程度、県内では２人程度の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。建設現場における業務の実態や災害の発生状況等からみて、建設工事における重要な担い手である一人親方等に対する安全及び健康の確保についても、特段の対応が必要である。**【図４】**

【図１】

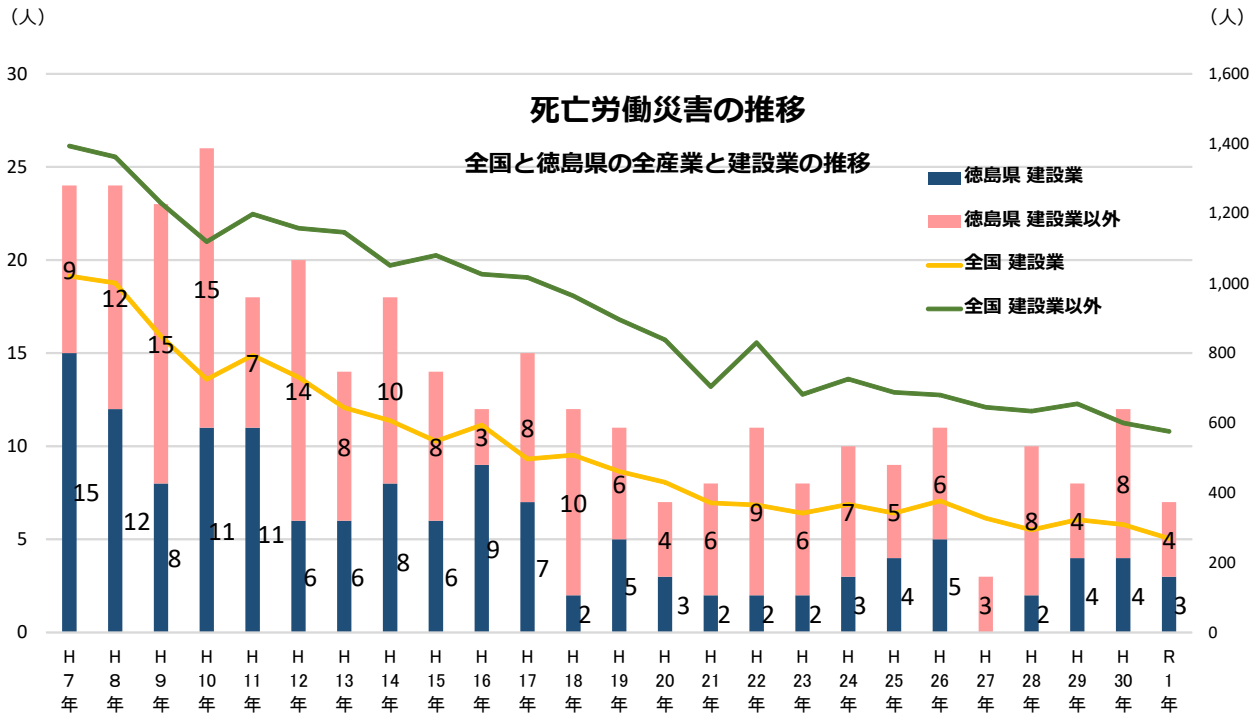

出典：徳島労働局　健康安全課

【図２】

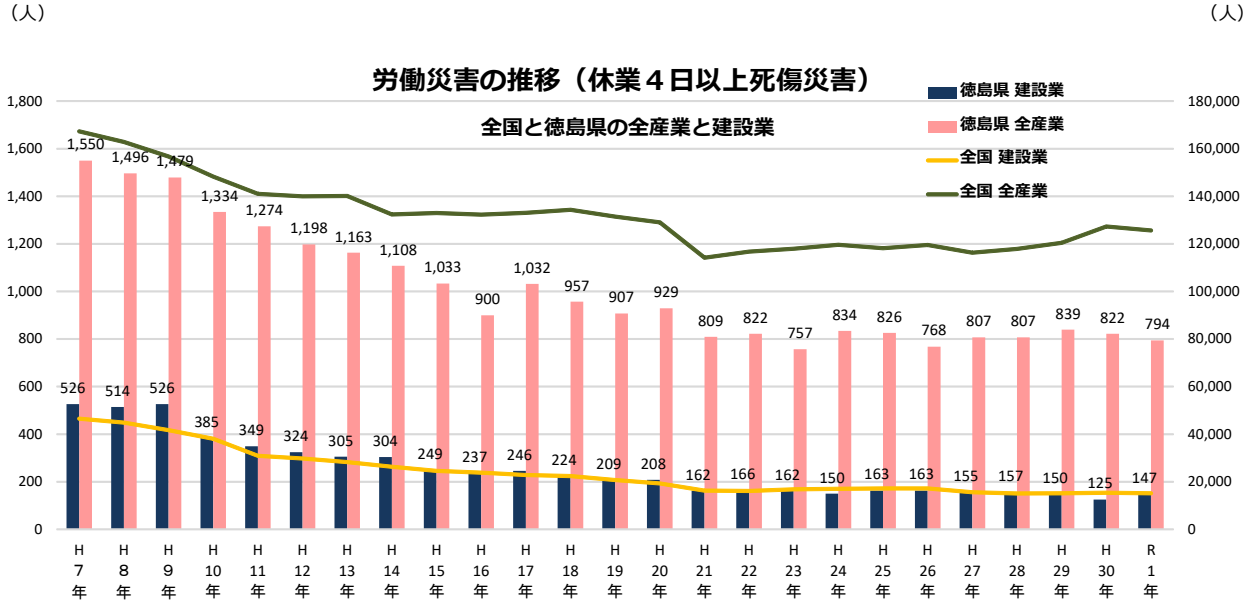

出典：徳島労働局　健康安全課

【図３】

建設業労働災害発生状況

（令和元年徳島県、休業４日以上死傷災害）

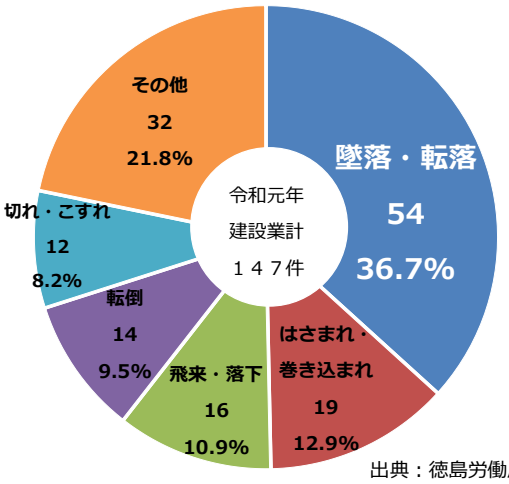

出典：徳島労働局　健康安全課

建設業労働災害発生状況

（令和元年全国、休業４日以上死傷災害）

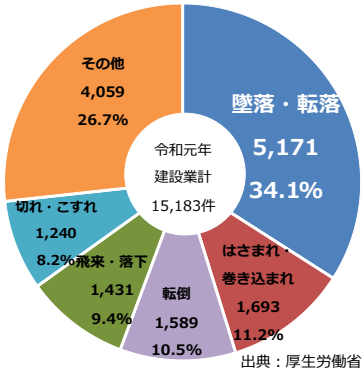

出典：厚生労働省 労働者死傷病報告

【図４】

一人親方等業務中死亡者数

（人）

	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１
徳島県	2	3	0
全　国	103	96	92

出典：徳島労働局　健康安全課

２．処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

県内建設業の就業者数は、近年、大きく減少しており、令和２年の「国勢調査」によると、平成７年に比べ約４割減の２５，０５９人となっている。また、就業者数を年齢別に見ると、３０歳未満の若年労働者は全体の１割にも満たず、６０歳以上の労働者が全体の３割強を占めており、若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行している。**【図５～７】**

また、県内建設業の年間賃金総支給額（男性）は、平成２６年までは横ばい若しくは下降傾向であったが、平成２６年以降は上昇傾向となり、令和元年は全産業の平均を上回っている。これは、平成２６年と比べ約２８％の大幅な上昇であり、製造業の上昇率（約９％）の約3倍である。このような県内建設業の年間賃金総支給額の増加は、公共工事設計労務単価が、平成２５年以降、８年連続の引き上げとなっていることと軌を一にした動きである。しかしながら、これまでの県内建設業の年間賃金総支給額は他産業と比べて低い水準にあり、年によって増減を繰り返していることから、今後も推移を見守っていく必要がある。**【図８、９】**

さらに、毎月勤労統計調査によると、県内建設業の令和元年の年間総実労働時間は調査産業全体より２６０時間、年間出勤日数は調査産業全体より２１日多く、他産業では一般的となっている週休２日の確保も十分ではなく、建設業における働き方改革に向けた取組が求められている。**【図１０～１２】**

このように、建設業においては就業者数の減少や高齢化が進行しており、賃金水準や労働時間の長さといった厳しい就労環境の中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術のレベルアップを含めた地位の向上を図りつつ、建設業の新たな活力として期待される女性や若者など、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

【図５】

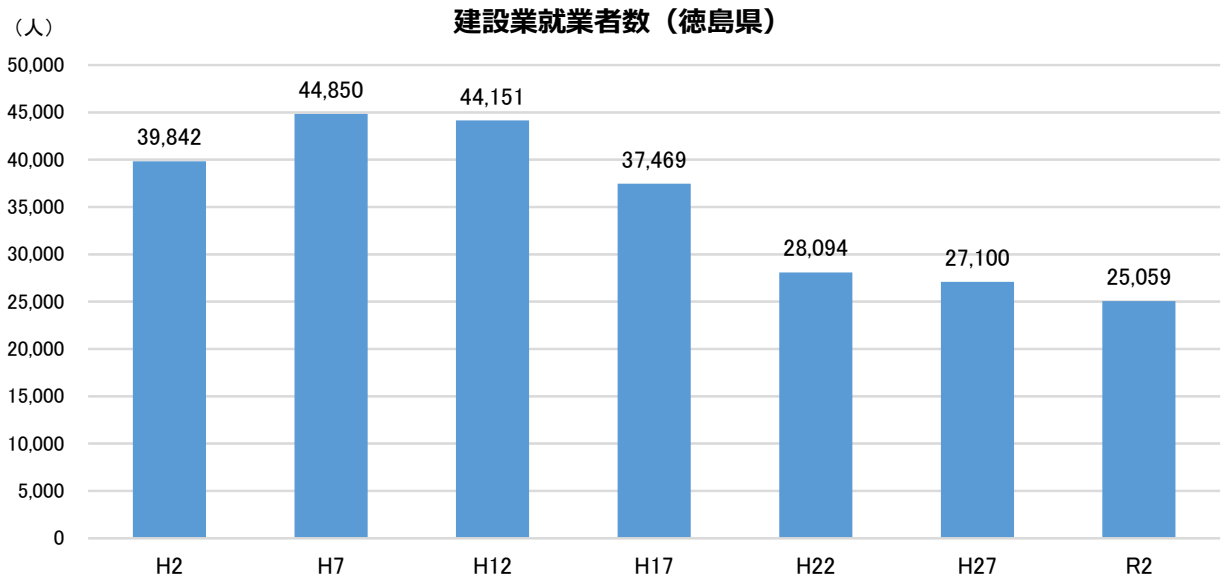

出典： 総務省「国勢調査」

【図６】

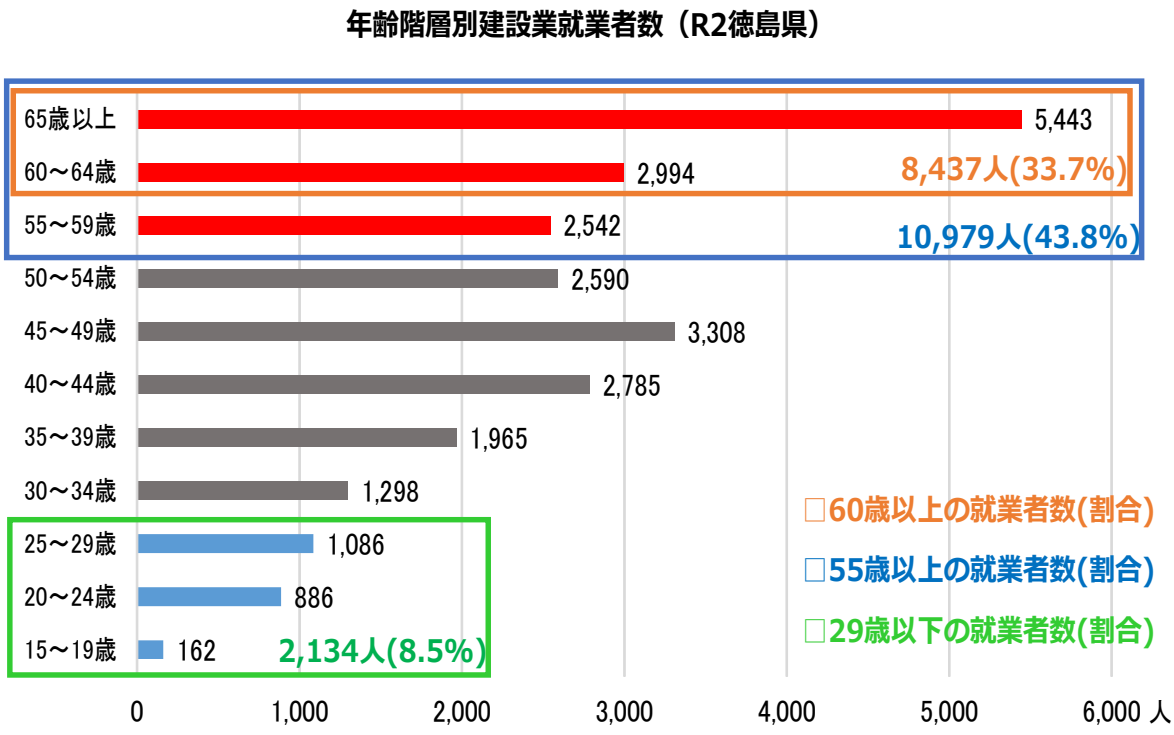

出典： 総務省「国勢調査」

【図７】

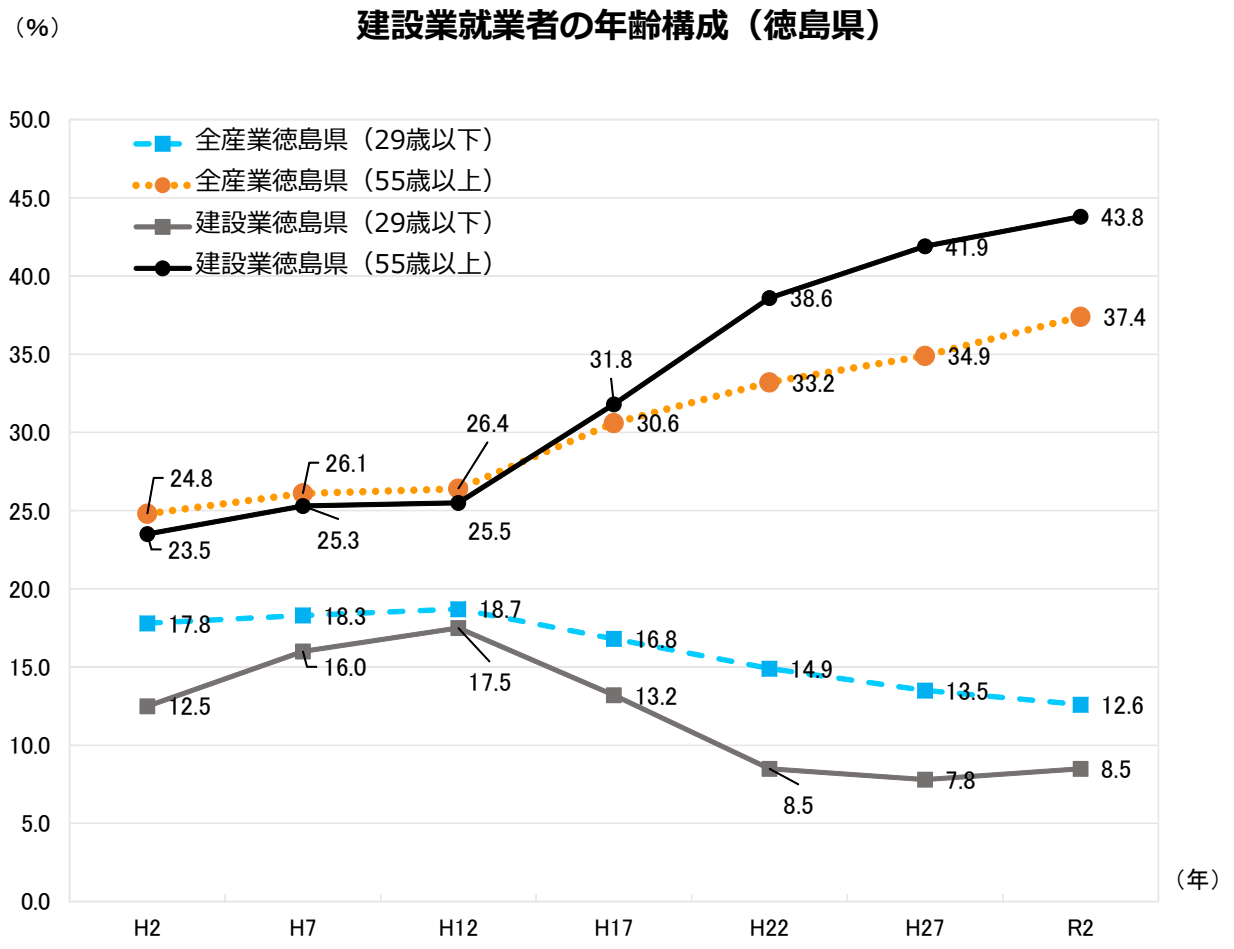

出典： 総務省「国勢調査」

【図８】

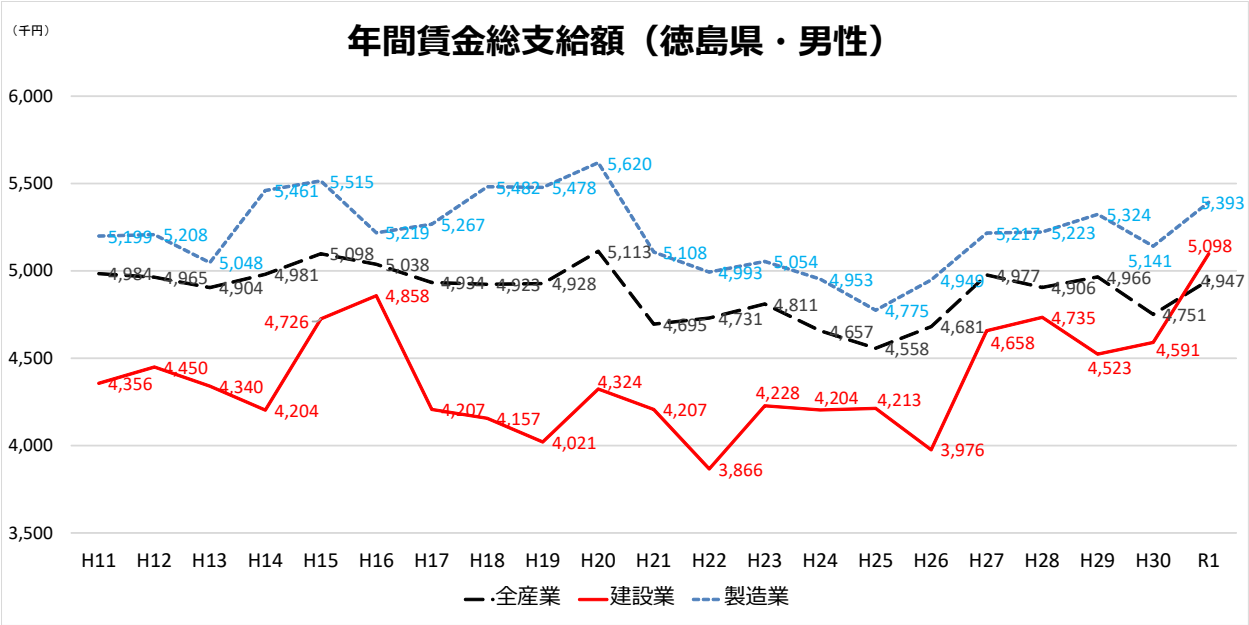

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」都道府県別第１表　年齢階級別決まって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額より算出

1. 年間賃金総支給額＝決まって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額
   決まって支給する現金給与額＝6月分として支給された現金給与額（所得税、社会保険料等を控除する前の額）で、基本給、職務手当、精皆手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当を含む
2. 調査対象は、10人以上の常用労働者を雇用する事業所
3. 当該年６月の給与と前年1月1日～12月末の賞与等で算出

【図９】

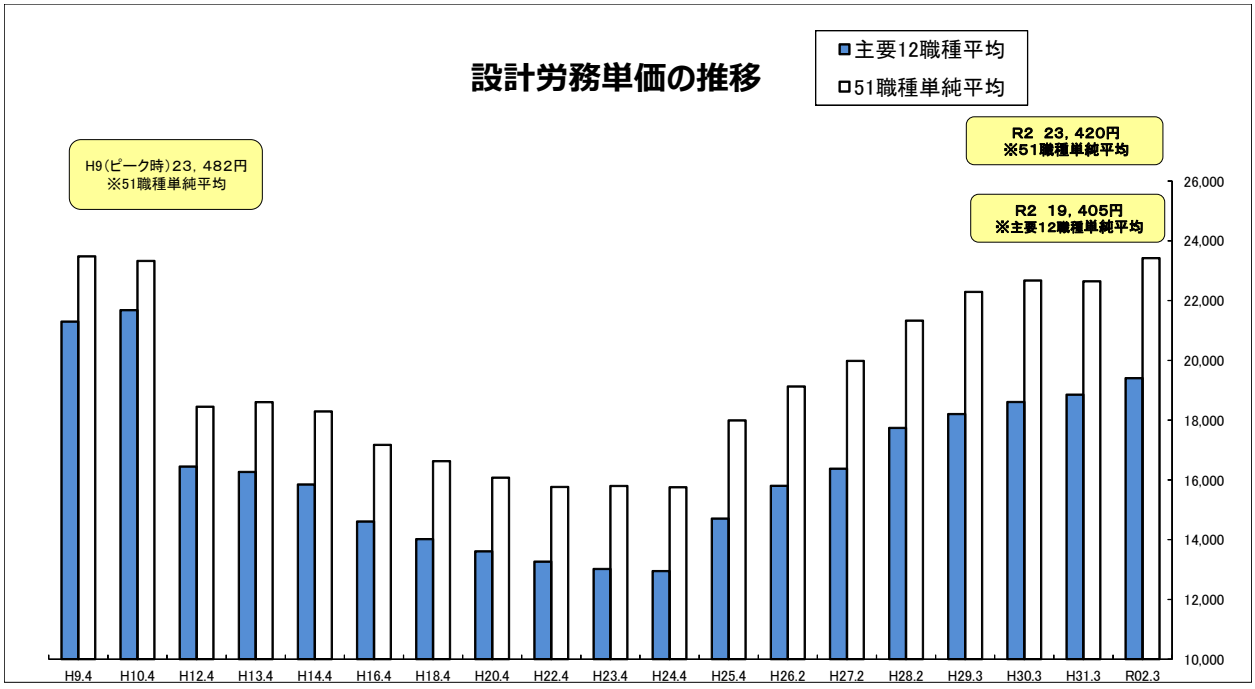

【図１０】

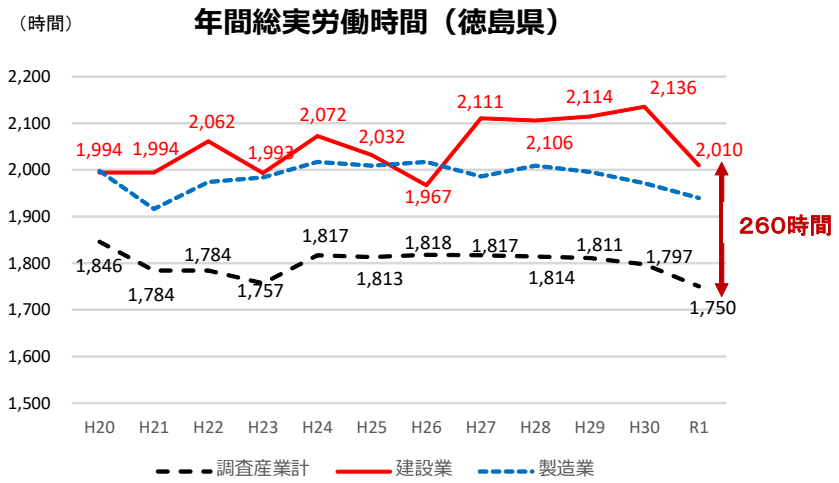

出典：

毎月勤労統計調査

【図１１】

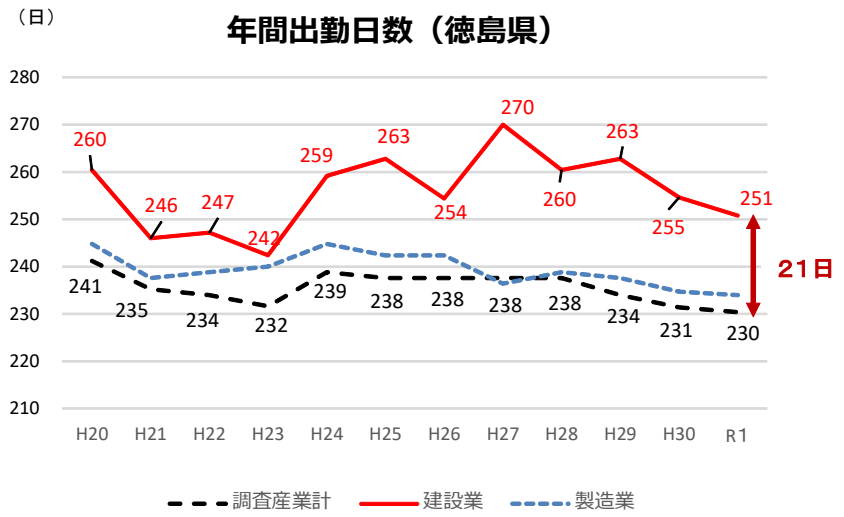

出典：

毎月勤労統計調査

【図１２】

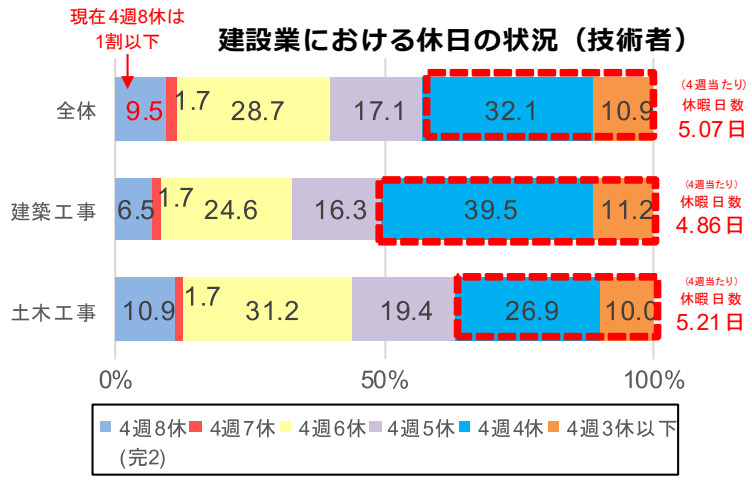

※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

他産業では当たり前となっている週休２日も
取れていない。

出典：日建協「2018時短アンケート」を基に作成

出典：

国土交通省資料

第２　施策についての基本的な方針

第２　施策についての基本的な方針

１．責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定

建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者の相互理解と協力に基づき、対等な立場でそれぞれの責任と役割分担を明確にし、請負契約が締結されることが重要となる。仮に不当に低い請負代金や著しく短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に困難な手段等を強いることになり、適正な施工が確保できず、労働災害、公衆災害等の発生につながるおそれがある。

そのため、請負代金については、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設現場において、元請負人及び下請負人に対し、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和２４年法第１００号）第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休２日を確保した上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に年度末にかかる工期を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

特に、公共工事においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の令和元年６月の改正により、災害対応の強化、働き方改革の推進、生産性向上などの喫緊の課題に対応するため、発注者の責務として、緊急性に応じた適切な入札・契約方法の選択、休日等を考慮した適正な工期設定、債務負担行為・繰越明許費の活用による施工時期の平準化、情報通信技術の活用などが新たに規定されている。また、受注者の責務として、下請契約を締結するときは、賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう適切な請負代金、工期等を定めなければならないとされており、発注者、受注者ともそれぞれの責務・役割を適切に果たす必要がある。

責任体制の明確化（労働安全衛生法、品確法）

	労働安全衛生法上の労災防止義務	公共工事の品質確保の促進に関する法律(R元.6.14改正)における責務
発注者	＜発注者の義務＞ ○施工方法、工期等について、労働安全衛生をそこなうおそれのある条件を附さないよう配慮(法第3条第3項) ○一の場所で、二以上の元請事業者に請け負わせている場合、元請事業者のうちから、統括安全衛生管理を講ずべき者の指名(法第30条第2項)	＜発注者の責務＞ ○保険料の反映等、適正な予定価格の設定 ○休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定 ○公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用、中長期的な発注見通しの作成・公表等 ○設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等 ○緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択 ○建設業者団体等との災害協定の締結 ○情報通信技術の活用　等
元請負人	＜元請負人等の義務＞ ○関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないよう指導(法第29条) ○重層下請による労働者の混在作業によって生ずる労働災害防止のため、 ・協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視 ・関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助等の実施(法第30条) ○(請負人の労働者に使用させる場合の)足場、クレーン等の安全確保(法第31条)	＜受注者(下請含む)の責務＞ ○契約された公共工事等の適正な実施 ○下請負人に使用される労働者等の賃金、労働時間、安全衛生その他労働環境が適正に整備されるよう適正な額の請負代金及び適正な工期等を定めた下請契約の締結 ○技術的能力の向上、情報通信技術の活用等による生産性向上、労働者等の育成及び確保並びに賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること　等
下請負人	＜労働者を雇う事業者の義務＞ ○機械等の安全対策(クレーン、玉掛け、車両系建設機械、車両系荷役運搬機械など) ○足場、通路、作業構台などの安全対策(墜落・転落防止対策など) ○危険物・有害物による危険・健康障害防止対策(化学物質の管理、ばく露防止など) ○リスクアセスメントの実施 ○労働者への安全衛生教育(雇入れ時教育、特別教育など) ○作業環境測定 ○健康診断の実施(一般健康診断、特殊健康診断)など	上記と同じ
労働者		

「労働安全衛生法上の労災防止義務」については、厚生労働省資料を基に作成

２．施工計画等における安全及び健康の確保

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

このことから、設計から施工まで全体を通じて建設工事従事者の安全と健康が確保される工法・工程による施工計画の策定を、現場ごとに確実に行う必要がある。

設計段階においては、建設現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）した上で、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講じることが重要である。

特に、計画、調査、設計段階から３次元モデルを導入するBIM/CIMは、その後の施工、維持管理の各段階においても３次元モデルを連携・発展させて事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にするとともに、一連の建設生産・管理システムの効率化・高度化が図られることで、ミスや手戻りの大幅な減少、単純作業の軽減、工程短縮等の施工現場の安全性向上が期待されている。

さらに、今般のコロナ禍における感染防止対策の徹底や、設計、施工等の各段階を通じた安全性確保のための取組を強力に進める観点からi-Constructionといった情報通信技術の建設現場への導入を積極的に推進する必要がある。

加えて、建設工事における重要な担い手である一人親方等に対する安全及び健康の確保についても、建設現場における業務の実態や災害の発生状況等からみて、他の労働者と同様の対応が必要である。

※BIM/CIM･･･3次元の電子データを活用し、社会資本等の整備、管理を行う取組
（Building/Construction Information Modeling, Management）
※i-Construction･･･ICT技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図る取組

３．安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、建設現場における労働災害が過去に比べて相対的に減少しているため、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

このため、建設工事従事者の一人ひとりが安全及び健康の確保に必要な手順や動作など、基本的な事項を遵守徹底することはもとより、建設工事従事者及び建設業者等の安全及び健康に関する意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設工事従事者及び建設業者等が安全及び健康を最優先する気風や気質をさらに醸成するための取組を推進していくことが必要である。

４．処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を推進していくことが必要である。

その前提として、社会保険等の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、資格取得の推進等によるキャリアアップ支援など、処遇の改善や地位の向上が図られることが重要である。

また、これからの建設業の新たな成長・発展に不可欠なデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進、建設ＩＣＴに対応した専門人材の育成に加え、女性が働きやすい職場環境づくりなど、女性や若者の目線に立った取組も含め、就労環境全体の改善に向けた取組を通じて、女性や若者、さらにはシニア層や外国人といった将来にわたる多様な担い手を確保することにより、建設業の持続的発展を可能とする環境整備を進めることが求められている。

※デジタル・トランスフォーメーション・・・情報技術の普及・浸透による「社会のデジタル化」がもたらす組織や社会の変革を指す言葉（Digital transformation）、「DX」とも表記する

第３　総合的かつ計画的に講ずべき施策と具体的取組

第３　総合的かつ計画的に講ずべき施策と具体的取組

Ⅰ　責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定

１．責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、発注者、元請負人、下請負人が請負契約の内容に基づいて、それぞれが求められる役割を適切に果たすことが前提となる。下請契約の施工においては、各建設業者が適切な安全衛生対策を講ずるよう労働安全衛生法上の労働災害防止に関する義務を果たす必要がある。

また、各建設業者は連携を密にして、元請負人は関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないように指導や安全衛生教育に対する援助を行うとともに、作業間の連絡・調整、現場内の設備、機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理の徹底を図っていく。

徳島県発注工事では、「徳島県建設業者等立入り調査実施要綱」に基づき、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結の点検を行うなど、引き続き法令遵守の徹底を図っていく。

県の主な施策・取組

- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知
  - ・明確な経費内訳による見積書の提出
  - ・労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分の明確化
  - ・社会保険加入の徹底
  - ・書面による契約締結の徹底
  - ・下請代金の適正な支払い　など
- 「発注者の責務」浸透のため、市町村への「徳島県計画」や各種施策の説明
- 建設Ｇメンによる立入検査を通じた法令遵守の指導徹底
- 講習会の開催等による法令遵守の徹底
- 合同現場点検・勉強会の実施による法令遵守の徹底等
- 「駆け込みホットライン」、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知

駆け込みホットライン

関係機関・団体の取組

- 法令及び「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づく監督・指導の徹底（徳島労働局）
- 建設業の業界団体から傘下建設企業へ「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知等による法令遵守の徹底（業界団体）

２．経費の適切かつ明確な積算と工期の設定

（１）安全衛生経費等の適切かつ明確な積算

建設工事従事者の安全及び健康の確保には、請負契約の発注者・受注者間において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

一方、安全な工事の施工のために必要な安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、国が「建設工事における安全衛生経費の実態に関する調査」に基づき検討している下請負人まで確実に支払われる実効性ある施策を踏まえ、徳島県として適切に措置を講じていくとともに、民間発注工事においても安全衛生経費の適切な確保、支払が求められる。

また、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対し、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、徳島県としても、立入検査の実施等を通じて、安全衛生経費の確認など法令遵守の徹底を図っていく。

県の主な施策・取組

- 県発注工事における適正な積算基準及び単価を反映した予定価格の設定
- 最低制限価格制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除
- 立入検査を通じた安全衛生経費計上等の法令遵守の指導徹底
- 法定福利費の内訳明示を、受注者に対し契約時に文書により要請
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知（再掲）
- 講習会の開催等による法令遵守の徹底（再掲）
- 「駆け込みホットライン」、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知（再掲）

関係機関・団体の取組

- 建設業の業界団体から傘下建設企業へ「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知等による法令遵守の徹底（業界団体）（再掲）
- 発注者、建設業者等へ安全衛生経費の確保に関するリーフレットによる周知（国土交通省、徳島労働局）
- 地方公共団体等発注者機関への要請（徳島労働局）
- 法令及び「元方事業者による建設現場安全管理指針」に基づく監督・指導の徹底　（徳島労働局）（再掲）

安全衛生経費確保リーフレット

（２）適切な工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休２日の実現や労働時間の短縮に向けて、請負契約において休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長が行われるなどの環境を整備する必要がある。

徳島県発注工事においては、週休２日工事の拡大や、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」、「工期に関する基準」を踏まえ、標準的な準備期間や後片付け期間の日数に加え、降雨日などの作業不能日の設定や休日に夏季休暇期間等を追加するとともに、「土木設計業務等変更ガイドライン」に沿った設計変更の実施により、適切な工期設定を行っている。

また、施工時期の平準化の状況については、平準化率を指標として導入するとともに、工期が１２か月未満の工事に対する債務負担行為の積極的な活用や、当該年度に歳出予算がなく翌年度への債務負担行為のみを設定するいわゆるゼロ県債を活用し翌年度工事の契約を行うなど、平準化にかかる取組を引き続き適切に実施していく。

民間発注工事においても、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」、「工期に関する基準」が策定された趣旨に沿って、発注者・受注者が相互の理解と協力のもとに十分な協議を行い、適切な工期を設定することが求められる。

県の主な施策・取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（国土交通省）」、「工期に関する基準（中央建設業審議会）」に基づく「適正な工期確保」に向けた取組の推進
- ゼロ県債や繰越制度の活用による「施工時期の平準化」の取組の推進
- 週休２日を仕様とする「担い手確保モデル工事」の拡大
- 「発注見通し」情報の拡充
- 余裕期間制度の拡充
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づく適正な工期延長の実施
- 工期延長等の相談窓口の設置

関係機関・団体の取組

- 平準化の取組の改善状況や課題について、地方公共団体にヒアリングを実施（国土交通省）
- 建設業の業界団体から傘下建設企業へ「工期に関する基準（中央建設業審議会）」の周知等による「適正な工期確保」に向けた取組の推進（業界団体）

Ⅱ　施工計画等における安全及び健康の確保

３．建設現場の安全性の向上等

（１）安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の推進

建設現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善を行うマネジメントシステムを構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組等の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、県工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を推進する。また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層進める。

さらに、建設現場における安全点検、パトロール等の建設業者等の自主的な取組を一層活発にするため、関係行政機関や関係団体等と協力し、点検・パトロールを行う者の能力向上や、労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

県の主な施策・取組

●工事成績評定において安全対策を評価
●現場における点検・パトロールの実施

関係機関・団体の取組

●労働災害発生状況及び災害事例の提供（徳島労働局）
●現場への監督･個別指導､発注機関との合同パトロールの実施（徳島労働局）
●工事現場の巡回（安全パトロール）の実施（建設業労働災害防止協会徳島県支部、徳島県建設業協会）
●建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コンパクトコスモス）の普及
●安全衛生活動の優良事例発信
●安全衛生講習会、パンフレット、ホームページ等による啓発の推進（以上、建設業労働災害防止協会徳島県支部）

コンパクトコスモス　建災防ＨＰ

（２）安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材の普及促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した設計に係る先行事例の収集・普及を促進する必要がある。

また、ＩＣＴ建設機械やＵＡＶを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量等、危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム（ＮＥＴＩＳ）」による新技術の効果的な普及を促進する。

ＮＥＴＩＳのＨＰ

その他、熱中症対策や建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえた高齢者に配意した作業方法等により、作業環境の改善を図る。

県の主な施策・取組

- 県発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進
- ＩＣＴ活用工事の事例紹介や優良企業表彰
- 建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を推進するための各種講習会の開催
- ＩｏＴ技術を活用した施工管理の試行
- Ｗｅｂ会議、Ｗｅｂ立会の推進
- 安全衛生講習会等の実施

関係機関・団体の取組

- 「ＳＴＯＰ！熱中症クールワークキャンペーン」による啓発指導（徳島労働局）
- 「エイジフレンドリーガイドライン」（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の周知及び取組の推進（徳島労働局）

※UAV･･･人が搭乗しない航空機のこと(unmanned aerial vehicle)
通称としてドローンと呼ばれることもある

（３）「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされている。

建設業においては、地域経済を下支えする建設工事の執行に支障がないよう「とくしまスマートライフ宣言！」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、体温測定等による健康管理、マスクの着用や「三つの密」の回避等の「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底に加え、感染防止に効果のあるＷｅｂ会議、Ｗｅｂ立会、ＡＳＰ（情報共有システム）の導入といったさらなる業務のＩＣＴ化など、職場環境の改善の取組を進める必要がある。

気温及び湿度が高い日においては「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」等を踏まえつつ、現場の状況に応じて新型コロナウイルス感染症対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

また、感染者が確認された場合は、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、適切に対応する。

県の主な施策・取組　　**建設業向け県ＨＰ**

- 建設業向け新型コロナウイルス感染対策ホームページの開設
- 「とくしまスマートライフ宣言」、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（国土交通省）」、「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて（国土交通省）」の周知
- 新型コロナウイルス感染症の影響による工事延長等の「相談窓口」の設置
- 公共工事における工事の一時中止、工期延長、感染防止対策経費への対応
- Ｗｅｂ会議、Ｗｅｂ立会、ＡＳＰ(情報共有システム)、テレワークの導入促進

関係機関・団体の取組

- 感染症対策マニュアル「感染症対策＝新型コロナウイルス感染症への当面の対応について＝」の策定と実施（徳島県建設業協会）
- 上記マニュアルの会員企業への周知とコロナ対策の実施啓発（徳島県建設業協会）
- 熱中症指導員・管理者研修の開催（建設業労働災害防止協会徳島県支部）

４．墜落・転落災害防止対策の充実強化

（１）労働安全衛生法令の遵守徹底

建設現場においては、今なお墜落・転落が最も多い労働災害となっている。徳島県においても、令和元年に１人、平成３０年に３人、２９年に２人の労働者が墜落・転落災害により死亡している。

過去の墜落・転落災害をみると、その多くに労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）違反が認められる状況にある。このため、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、徳島県や関係行政機関、建設業者、関係団体が実施する安全衛生講習会や工事安全パトロール等を通じ、労働安全衛生法令に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

（２）墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等に基づき、墜落・転落災害防止対策の充実強化について、国の調査・検討を踏まえた対策に取り組む。

県の主な施策・取組

- 現場における点検・パトロールの実施（再掲）
- 安全衛生講習会等の実施（再掲）

関係機関・団体の取組

- 「建設工事における労働災害防止に関する説明会」の実施（国土交通省）
- 足場の「より安全な措置」等の普及促進（徳島労働局）
- フルハーネス型墜落制止用器具の着用の徹底（徳島労働局）
- 安全衛生講習会等の実施（建設業労働災害防止協会徳島県支部）
- 体幹やバランス感覚など身体的能力の維持・向上による墜落・転落などの労働災害防止を目的とした「けんせつ体幹体操」の現場への導入啓発（徳島県建設業協会）（→「けんせつ体幹体操」のＱＲコードはＰ．３３）

５．建設現場における措置の統一的な実施

（１）建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

（２）一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を推進するためには、建設現場における措置について、労働安全衛生法上の労働者だけでなく一人親方等を含め、統一的に実施することが必要である。

このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、死亡災害など重篤な災害が発生した場合、速やかに労働基準監督署への情報提供を行うこととする。また、国等による一人親方等の災害の特徴に関する分析等の情報を収集し、災害防止対策の基礎資料として活用していく。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象に該当しないため、一人親方等に直接仕事を発注する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援するため、関係行政機関等と連携していく。

（３）労災保険特別加入制度の周知の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入制度へ任意加入する必要がある。

このため、建設現場において労働者としての実態がある者については、関係行政機関が連携・協力して、労働者として扱うよう改めて建設業者等に周知・指導するとともに、特別加入していない一人親方等の実態の把握に努めるものとする。また、一人親方等への安全及び健康の確保とあわせて、元請負人等を通じて一人親方等で特別加入制度に任意加入していない者に対して任意加入を積極的に周知・啓発していく。

県の主な施策・取組

●一人親方等に対する安全衛生教育支援事業の実施
（安全衛生教育、パンフレット配布等）

●労災保険の特別加入制度についての周知・啓発

関係機関・団体の取組

●特別加入制度に関するパンフレット等による周知（徳島労働局）

一人親方の皆様へ（パンフレット）　**特別加入制度のしおり**

Ⅲ　安全及び健康に関する意識の向上

6．安全及び健康に関する意識の向上

（1）安全衛生教育の促進

労働安全衛生法に定められた建設業者による法定の教育の実施とともに、徳島県や関係行政機関が開催する安全衛生講習会等において、安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進することが必要である。

また、災害の多くは中小規模の建設現場で発生していることを踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。

県の主な施策・取組

●安全衛生講習会等の実施（再掲）

関係機関・団体の取組

●各種集団指導・説明会の実施及び関係機関等への講師派遣（徳島労働局）
●建設従事者教育（建設工事従事者に対する安全教育）の実施（建設業労働災害防止協会徳島県支部）
●職長・安全衛生責任者能力向上研修の実施（建設業労働災害防止協会徳島県支部）

（2）安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設現場の安全を高めるために行う自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設現場において建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫例をはじめ、建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、建設業界全体での情報の共有と取組の拡大を図る。

また、建設工事の現場における安全衛生水準の向上等について顕著な実績を上げた建設工事従事者、建設業者や関係団体等の表彰等を通じて、関係者の意識を高めることにより、安全衛生水準のさらなる向上とともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上につなげる。

あわせて、各建設現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策、職場におけるハラスメント対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口やパワハラなど職場の人間関係についての相談窓口について、現場レベルでの周知と活用を促進する。

県の主な施策・取組

●安全衛生講習会等の実施（再掲）

●健康相談窓口やパワハラなど職場の人間関係についての相談窓口の周知

関係機関・団体の取組

●全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動などの各種行事の取組の推進や安全パトロールの実施などを通じた安全衛生意識の向上

●大臣・局長表彰、建設業無災害表彰などの表彰制度の積極的な運用

●ストレスチェックによるメンタルヘルス対策の取組の促進（以上、徳島労働局）

●建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コンパクトコスモス）の普及（再掲）

●建災防方式健康ＫＹ（危険・予知）の普及

●建設業における労働災害の防止に著しく貢献した会社への表彰

（以上、建設業労働災害防止協会徳島県支部）

●けんせつ体幹体操の普及・啓発（建設工事従事者のバランス感覚の向上等による労働災害の防止）（徳島県建設業協会）

けんせつ体幹体操（初級編）　　**けんせつ体幹体操（上級編）**

＜メンタルヘルスやパワハラなどの相談窓口＞

●こころの耳（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）

●あかるい職場応援団（ハラスメント対策の総合情報サイト）相談窓口の御案内

【Topic①】建災防方式健康ＫＹ

建設業労働災害防止協会徳島県支部は、建設現場におけるメンタルヘルスと職場環境改善対策として「建災防方式健康KY」等の普及に取り組んでいます。

建設業労働災害防止協会徳島県支部HP

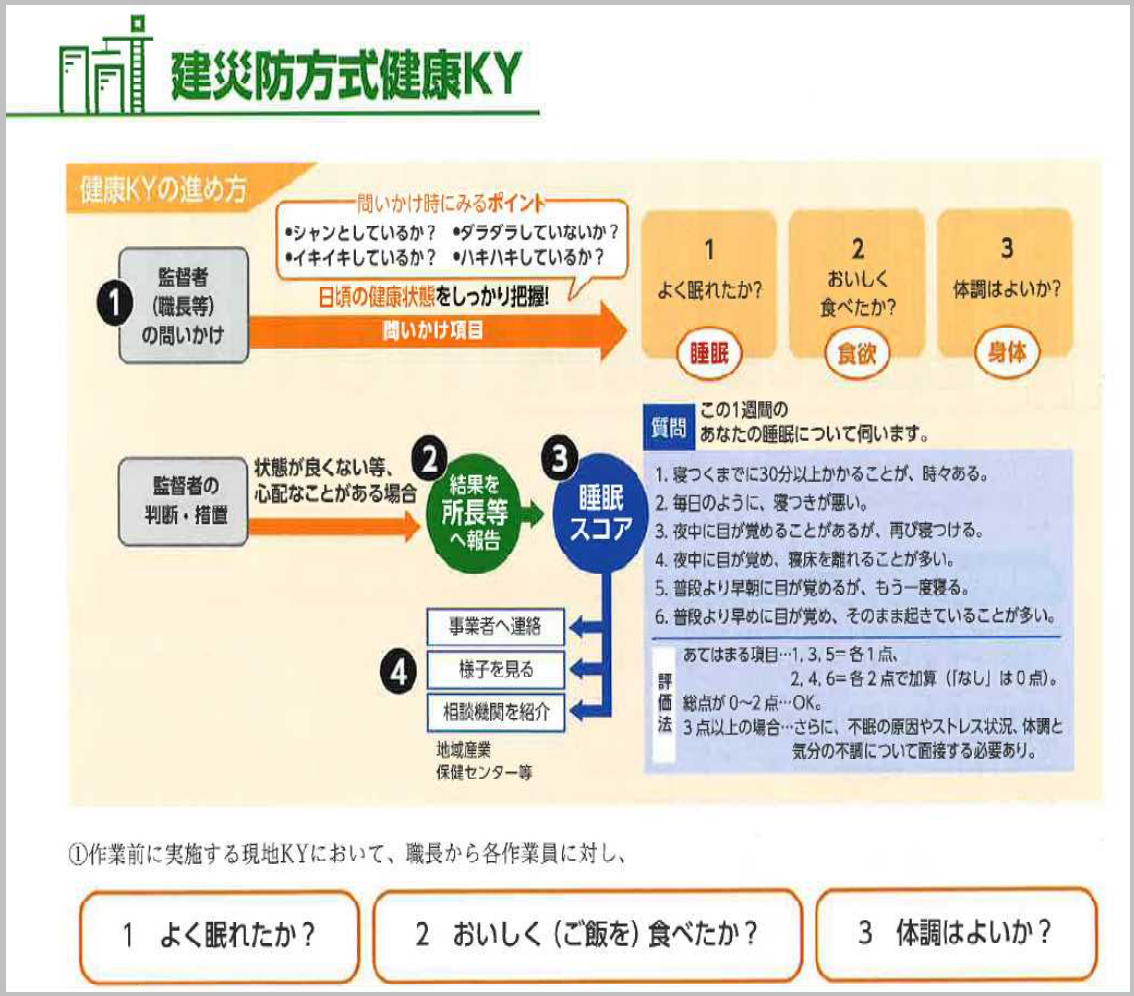

という3つの問いかけと、姿勢や表情等の観察を行い、健康状態を把握します。

②健康KYを行ったところ、作業員の体調に心配なことがある場合、職長は作業所長等へ報告します。

③報告を受けた作業所長等は、直ちに相談機関等へ連絡した方がよいと判断できる場合を除き、より詳しい健康状態を確認するため「睡眠スコア」を実施します。

④「睡眠スコア」の総点数が3点未満の場合は、様子をみます。

Ⅳ　処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進

７．処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

（１）社会保険等の加入徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成２４年度から建設業の許可・更新時の加入確認や未加入業者に対する指導、未加入業者の日本年金機構への通報、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定、徳島県発注工事における元請及び下請の社会保険加入業者への限定等、行政と建設業関係者が一体となって対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきた。

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・３保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%

元請：98.4%
1次下請：97.2%
2次下請：94.6%
3次下請：90.5%

出典 公共事業労務費調査

一方で、いまだ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、徳島県、関係行政機関や関係団体で構成される「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催し、社会保険加入に向けて企業が守るべき「行動基準」を採択するとともに、徳島県発注工事においては、受注者に対し、下請企業との契約締結にあたり、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用を求めるなど、法定福利費の適切な確保に向けた取組を推進している。

なお、令和元年６月公布の改正建設業法に伴う、社会保険の加入を建設業許可の要件とする省令改正が令和２年１０月１日から施行されることから、遺漏、混乱のないよう周知等を徹底していく。

なお、一人親方等との契約の形態が請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者、関係団体等及び建設工事従事者に対し周知を徹底していく。

県の主な施策・取組

●社会保険未加入業者との下請契約禁止

●社会保険未加入業者との下請契約による元請負人からの制裁金徴収

●法定福利費の内訳明示を、受注者に対し契約時に文書により要請（再掲）

●「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知（再掲）

関係機関・団体の取組

●「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」の開催（国土交通省）

●建設業の業界団体から傘下建設企業へ「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の周知等による法令遵守の徹底（業界団体）

（２）建設キャリアアップシステムの活用推進

建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、建設工事従事者の高齢化や若者の減少といった構造的な課題への対応を一層推進し、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成していく必要がある。

そのためには、個々の建設工事従事者が、その有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備することが不可欠である。

建設工事従事者は、他の産業従事者と異なり、様々な事業者の現場で経験を積んでいくため、個々の技能者の能力が統一的に評価されにくく、現場管理や後進の指導など、一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割や能力が処遇に反映されにくい環境にある。

こうしたことから、国においては、現場における就業履歴や保有資格などを、建設工事従事者に配布するＩＣカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す「建設キャリアアップシステム」の運用を平成３１年４月から開始し、令和５年度の完全実施を目指している。

徳島県や関係団体等は、その普及・利用促進に向けた説明会やリーフレットの配布、さらには、登録サポート等を通じ、建設キャリアアップシステムが広く活用されるよう連携して取り組んでいく。

建設キャリアアップシステムＨＰ

県の主な施策・取組

●建設キャリアアップシステム導入支援の実施

関係機関・団体の取組

●国直轄での建設キャリアアップシステムモデル工事の試行を実施予定（国土交通省）

●建設キャリアアップシステム導入支援の実施（徳島県建設業協会）

（３）働き方改革の推進

総労働時間が長く休みが取れないことや、これまで賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあったことが、建設業における若者の入職にあたっての障害や離職理由の一つとなっている。このため、平成２９年３月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」や、令和元年６月に改正された「新・担い手３法」の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休２日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保、工事関係図書の削減・簡素化等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

県の主な施策・取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（国土交通省）」、「工期に関する基準（中央建設業審議会）」に基づく「適正な工期確保」に向けた取組の推進
- ゼロ県債や繰越制度の活用による「施工時期の平準化」の取組の推進
- 週休２日を仕様とする「担い手確保モデル工事」の拡大
- 「発注見通し」情報の拡充
- 余裕期間制度の拡充
- 「土木設計業務等変更ガイドライン」に基づく適正な工期延長の実施
- 工期延長等の相談窓口の設置（以上、再掲）
- ＡＳＰ（情報共有システム）活用工事の拡大
- 「徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン」の拡充
- 「電子入札システム」の運用見直し
- 設計労務単価を踏まえた、適切な賃金水準確保の要請

関係機関・団体の取組

- ストレスチェックによるメンタルヘルス対策の取組の促進（徳島労働局）
- 「働き方改革」に関連する様々な相談に対応する「徳島働き方改革推進支援センター」の周知・活用促進（徳島労働局）
- 働き方改革推進支援助成金の活用促進（徳島労働局）
- 建設業の業界団体から傘下建設企業へ「工期に関する基準（中央建設業審議会）」の周知等による「適正な工期確保」に向けた取組の推進（業界団体）（再掲）

徳島働き方改革推進支援センター

（４）資格取得の推進等によるキャリアアップ支援

建設業の将来の担い手である若手技術者の育成、さらには処遇改善・資質向上に資するため、関係団体と連携し、国家資格である「１級土木施工管理技術検定試験」の受験準備講習会や、県内工業系高校生を対象に建設業への入職促進につなげる「２級土木施工管理技術検定試験」の受験準備講習会を開催し、建設技術資格取得に向けた取組を推進する。

また、関係団体においても県内工業系高校生を対象とした資格取得支援や、就職氷河期世代の方向けの資格等習得支援の取組を実施する。

その他にも、関係団体と連携し技能者が知識と技量を身につける機会を設け、それぞれのキャリアアップを支援する。

県の主な施策・取組

- 土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会の開催
- 建設産業人材育成フィールド講座の開催
- 交通誘導警備員安全教育講習会の開催
- 情報化に対応した高度建設技能訓練の実施（２級建築施工管理技士補資格取得のための対策講習会の実施）

関係機関・団体の取組

- 県内工業系高校生を対象とした資格取得支援の取組（徳島県建設業協会）
  - ・建設業経理事務士（３級、４級）特別研修の開催
  - ・２級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会の開催
- 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業の実施（厚生労働省委託事業）（徳島県設備業協会）
- 職長・安全衛生責任者能力向上研修の実施（建設業労働災害防止協会徳島県支部）（再掲）

８．生産性の向上に向けた取組

（１）建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進

生産年齢人口が減少する中、今後、建設業が新たな成長・発展をするためには、中小建設業者も含め、ＩＣＴ施工や建設生産プロセス全体での３次元データ活用などのi-Constructionをさらに進め、建設業全体のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の実装により、一層の生産性向上を図る必要がある。

徳島県発注工事においても、建設現場にＩＣＴ施工や i-Constructionを積極的に導入するため、ＩＣＴ活用工事を拡充していくとともに、ＩＣＴ活用工事の事例紹介や優良企業表彰、ＩＣＴ現場見学会、ＩＣＴ勉強会を開催しており、今後さらに取組を推進する。

また、建設業のデジタル化・スマート化の推進に向け、建設キャリアアップシステム、ＡＳＰ（情報共有システム）の導入支援にも取り組んでいく。

加えて、発注者側においても、ＩＣＴスキルの向上やＩＣＴ環境整備等により、デジタル化を推進する。

（２）ＩＣＴ専門人材の育成

ＩＣＴ施工、i-Constructionの導入にあわせて、これらに対応できるＩＣＴ専門人材の育成を図るため、ＩＣＴ活用工事の事例紹介や優良企業表彰の実施、ＩＣＴ普及を図るため各種講習会の開催などにより、専門人材の育成に向けた取組を推進する。

県の主な施策・取組

- 県発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進
- ＩＣＴ活用工事の事例紹介や優良企業表彰
- 建設業におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）を推進するための各種講習会の開催
- ＩｏＴ技術を活用した施工管理の試行
- Ｗｅｂ会議、Ｗｅｂ立会の推進
- 建設キャリアアップシステム導入支援の実施
- ＡＳＰ（情報共有システム）活用工事の拡大（以上、再掲）
- ＢＩＭ／ＣＩＭ普及に向けた取組の推進

【Topic②】県内企業のＩＣＴ施工導入事例（１）

「ＩＣＴ　Ｔｅａｍ　３Ｄ」を結成

社内にベテラン技術社員をリーダーとしたＩＣＴ専属チーム「ＩＣＴ　Ｔｅａｍ　３Ｄ」を結成し、あらゆる現場において３次元設計データによる計画を、２０代社員で行うことができるように心がけている。将来的には専門事業部の創設を目標として、分業制により技術社員の負担軽減とワークシェアリングを図り、更なる生産性向上と働き方改革を目指している。

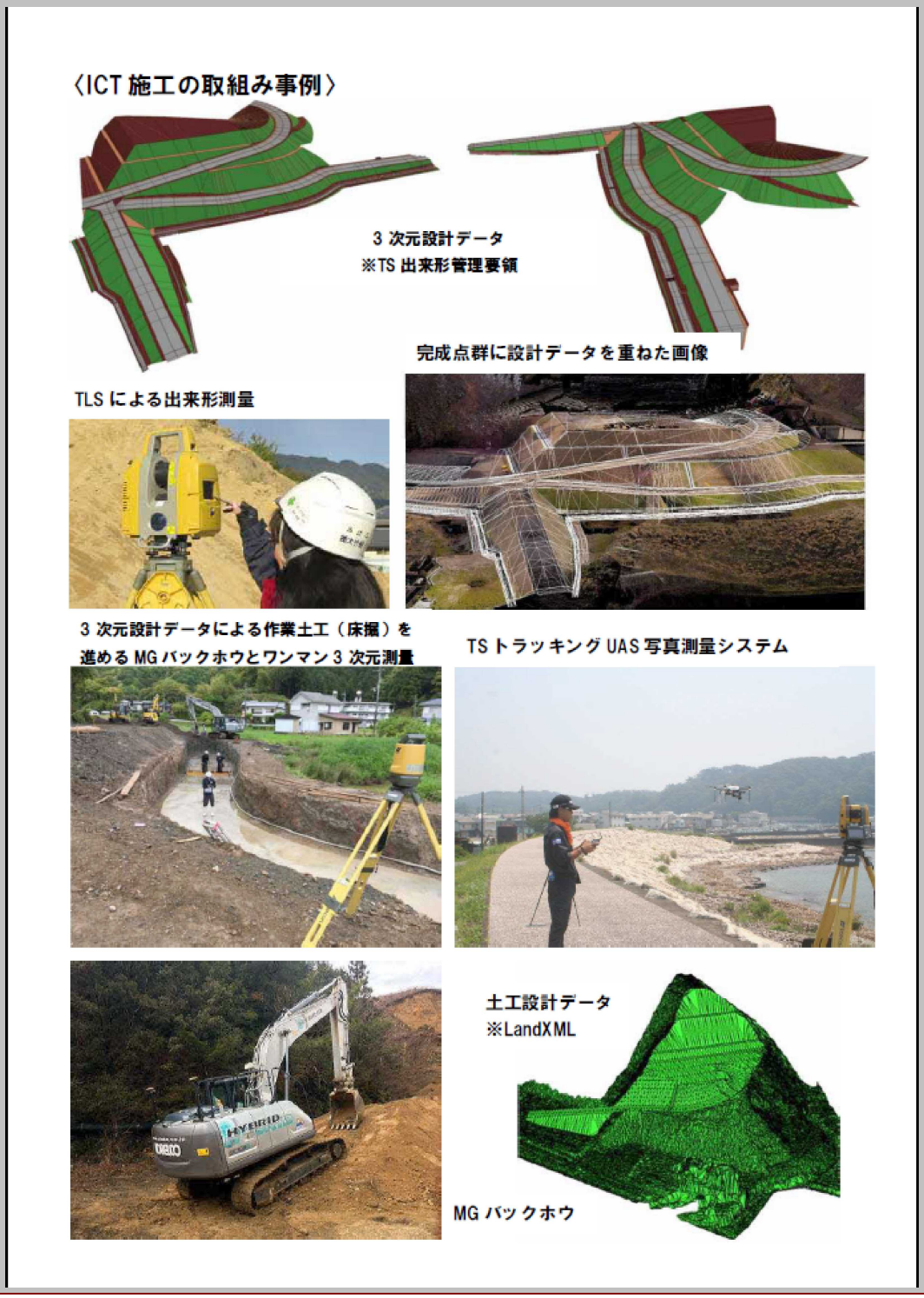

【Topic③】県内企業のＩＣＴ施工導入事例（２）

ＩＣＴ施工（全てのプロセスの内製化）

２０１７年１月に「ＩＣＴ土工キックオフ宣言」を行ってから、これまで、全てのＩＣＴ施工プロセスを自社で実施。全てのプロセスの内製化ができてこそ、生産性向上につながると考えている。

● ３次元測量による起工測量・出来形検測

ＩCT施工プロセスでの『測量』『検査』は、３Ｄレーザースキャナ及びドローンを用いて３次元測量を行い、起工測量、出来形検測を行っている。

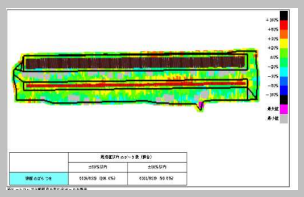

● ３次元設計データの作成

ＩＣＴ施工プロセスでの『施工計画』では、土工だけではなく、全ての構造物も３次元設計データを作成。作成したデータを基に施工を行っている。最近では、このデータを基にＶＲで工事完成形を体感し、安全管理や施工手順を検討する施工検討会に活用している。

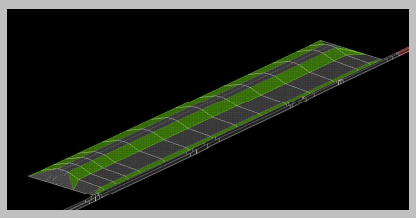

● ＩＣＴ建機による施工

現在、自社所有のＩＣＴ建機により『施工』を行っている。

バックホウ（ＰＣ-200i-10、ＰＣ-200i-11）計2台

ブルドーザ（D37PX ｉ -23、D61Pxi-24）計2台

9．多様な担い手が活躍できる職場環境の実現

（1）女性が働きやすい職場環境づくり

建設業における女性活躍の機運をさらに高め、性別に関わらず誰もが働きやすく魅力ある建設業にしていくため、建設業者が女性活躍の推進に自主的・継続的に取り組める環境の整備を促進する。

女性の活躍を推進するためには、妊娠中や子育て期間中も働き続けられる環境づくりが重要であるため、関係行政機関と連携して、母性健康管理措置の徹底及び仕事と育児が両立できる勤務時間の設定など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりの取組を促進する。

また、女性専用トイレの設置など女性が働きやすい建設現場の環境整備を行う。

さらには、「建設産業女性活躍セミナー」の開催等により、女性活躍の機運を醸成するとともに、建設業の新たな担い手として期待される女子学生向けの現場見学会、女性技術者との座談会を開催するなど、入職につながる取組を実施する。

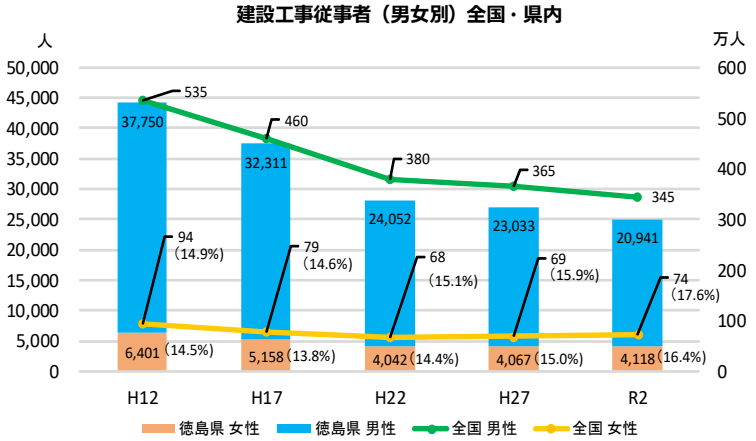

出典：国勢調査

県の主な施策・取組

- 入札参加資格の格付における女性雇用の加点
- 総合評価落札方式における女性雇用の加点、出産育児への配慮の加点
- 建設女子・活躍発信バスツアー、女子カフェの開催
- 建設現場での女性専用トイレ（快適トイレ、洋式トイレ）の設置促進
- 建設業での女性活躍を紹介するパンフレットの作成、配布
- 女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を「はぐくみ支援企業」として認証

関係機関・団体の取組

- 「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(R2.1.16)」の推進（国土交通省）

【Topic④】なでしこＢＣ連携の取組（Business Continuity）

なでしこBC連携は、徳島県建設会社11社を中心に、岡山県・和歌山県・高知県に所在する18社で構成している。大規模災害時に道路啓開や応急復旧活動に従事する建設企業同士が相互支援することは、地域防災を担う建設業界の災害対応力の強化につながるため、災害対応に向けた企業連携体制の継続的な構築に取り組んでいる。また、「女性目線からの気づき」を活用することで、職場環境改善や各社社員同士の相互理解、女性の業務役割の有用性や強みを再認識かつ明確化し、平常時の社内業務体制を改善する機会にもつながっている。

なでしこパトロール

女性目線を活かし、現場の安全面・衛生面のチェックを行い、建設現場の環境改善へつなげている。

意見交換会

なでしこパトロールの結果について、グループで意見交換を実施している。

i-Construction見学会

ICT施工見学会を行い、最新技術を学ぶと同時に、女性職員が建設現場を知ることで、今後の円滑な業務遂行にも役立てている。

図上訓練

大規模災害発生初動期に、県や国交省、自衛隊、建設会社等が知り得た情報を共有することで、人命救助・道路啓開等どのようなことができるか、シナリオに沿い、図上演習を実施した。

なでしこＢＣ連携

ＨＰ　https://nadeshikobc.com

Facebook https://www.facebook.com/nadeshikobc

（２）アクティブシニアへの対応

平均寿命の延伸によりシニア層が活躍できる社会の創造が求められる中、建設業においても、就労意欲のあるアクティブシニアが安全で安心して働けるよう、建設現場の安全確保及び労働災害防止に向けた取組を実施するなど、シニア層が就労・活躍できる環境整備を推進する。

県の主な施策・取組

●シニア向け安全講習会の開催

関係機関・団体の取組

●「エイジフレンドリーガイドライン」（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）の周知及び取組の推進（徳島労働局）（再掲）

（３）外国人労働者への対応

外国人労働者は、全国では平成２７年の９０７，８９６人から令和元年には１，６５８，８０４人の約１．８倍、徳島県でも平成２７年の３，０８６人から令和元年には４，９４６人の約１．６倍となっており、増加傾向にある。なかでも建設業での増加が大きく、徳島県においては平成２７年の１３１人から令和元年には４１８人と、３倍以上に急増している。

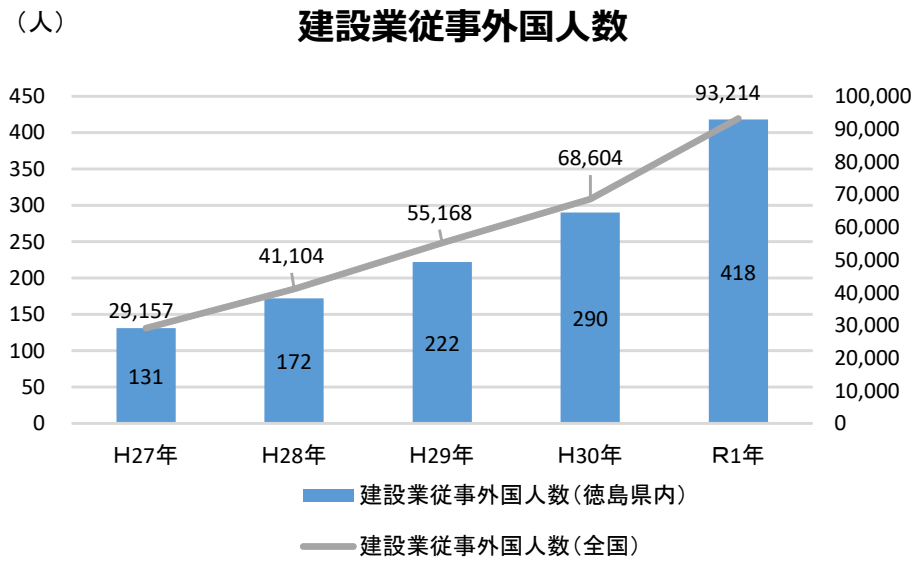

出典：徳島県における外国人雇用状況の届出状況（徳島労働局）

将来、さらに増加が予想される建設現場の外国人労働者に対しては、一般的に日本の労働慣行や日本語を習熟していないため、雇い入れ時に安全衛生教育を徹底するとともに、安全確保に必要な作業手順・危険箇所等を理解しやすいよう、多言語による安全衛生教育の充実・強化について、関係行政機関と連携し推進する。

県の主な施策・取組

●外国人労働者に関する事業者向け説明会の開催

●外国人の就労に必要な能力向上を図るための各種講座の実施

関係機関・団体の取組

●厚生労働省ホームページ内「建設業に従事する外国人労働者向け教材」の活用（徳島労働局）

外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材

１０．担い手の確保に向けた建設業の魅力発信

建設業において担い手不足が深刻化する中、建設工事従事者の安全や健康の確保、働き方改革等を通じた処遇の改善や地位の向上を図ることに加え、その成果や建設業全体の魅力を積極的に発信することにより、担い手確保を図ることが重要である。

このため、建設業が担う社会的役割やものづくりの楽しさといった魅力等を児童、生徒、学生等の若い世代を中心に社会に向けて発信することにより､社会での認知度向上を図るとともに、女性や若者の入職意欲の向上に努める。

県の主な施策・取組

●建設フェア、防災フェスタでのＰＲ活動の実施

●小学校での出前講座、高校生の建設工事現場見学会・作業体験の実施

●建設女子・活躍発信バスツアー、女子カフェの開催（再掲）

●３Ｄ映像による県内インフラの情報発信

●県内インフラバスツアーの実施

●建設業魅力発信パンフレット等の作成・配布

・**「いまいちばんアツい」**（R2.3作成）
高校生以上の学生と保護者向けパンフレット

・**「建設のしごと」**（H27.4作成）
小学生向けに建設業の魅力を発信するパンフレット

・**「未来は変わる。キミが変える。」**（R2.3作成）
i-Constructionによる建設業イメージアップ
ポスター、チラシ

・**「恋する建設」**(H28.9作成)
建設業での女性活躍について紹介するパンフレット

これらのパンフレット等はこちら →

とくしま建設業Web広報

関係機関・団体の取組

●重機試乗体験や仕事体験による小学生等への建設業魅力発信

●高校生の建設現場見学会、現場体験セミナーによる入職促進

●県内工業系高校生に建設業の魅力を伝える入職促進講演会

●新聞紙面広告による建設業の社会的役割や魅力紹介による理解の向上

（以上、徳島県建設業協会）

【Topic⑤】建設業魅力ＰＲ活動（一般社団法人徳島県建設業協会）

●建設重機の試乗体験

幼年者や小学生などを対象に、県内イベント等で建設重機試乗体験を実施

吉野川フェスティバルでの重機試乗体験

とくしま防災フェスタでの重機試乗体験

●建設業のお仕事体験

幼年者や小学生などを対象に、建設業の仕事を知ってもらう機会として鉄筋結束や建設重機操縦等のお仕事体験を実施

「キッズタウンとくしま」でのお仕事体験（鉄筋の結束）

●新聞紙面広告

社会資本整備の重要性や災害時における建設業の取組などを広く理解していただくため、毎年、地元新聞に紙面広告を掲載

【Topic⑥】建設業魅力ＰＲ活動（一般社団法人徳島県設備業協会）

上部団体、関連団体などによる配信

●**リクルート用ビデオ**　（一社）日本空調衛生工事業協会

●**電設業界へようこそ！**（一社）日本電設工業協会

第４　「徳島県計画」の推進体制

第５　施策等の推進状況の点検と「徳島県計画」の見直し

第６　「徳島県計画」の取組目標

第４　「徳島県計画」の推進体制

「徳島県計画」に定められた施策を着実に推進するため、徳島県と関係行政機関、関係団体等による「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画推進会議（仮称）」を設置し、毎年継続的に検証を行う。

また、県内市町村に対しても、「徳島県計画」に記載の建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に向けた施策の推進が図られるよう、様々な機会を捉え本計画について周知を行っていく。

第５　施策等の推進状況の点検と「徳島県計画」の見直し

「徳島県計画」に定める施策、具体的な取組等については、定期的に推進状況を点検するとともに、国の基本計画に変更があった場合など、概ね５年を目途に「徳島県計画」の変更を検討する。

第６ 「徳島県計画」の取組目標

（計画期間：令和３～７年度）

取 組 項 目		基準年度	計画初年度				目標年度
（◎・・・主要指標）		令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
		2019	2021	2022	2023	2024	2025
Ⅰ 責任体制の明確化、適正な請負代金・工期の設定							
◎1	下請代金のうち、少なくとも労務費相当分を現金払とする県内建設企業の割合	93.6%	→	→	→	→	100%
2	県から市町村への「徳島県計画」や各種施策の説明	－	2回以上	4回以上（累計）	6回以上（累計）	8回以上（累計）	10回以上（累計）
3	建設Gメンによる立入検査	約400件	400件以上	800件以上（累計）	1,200件以上（累計）	1,600件以上（累計）	2,000件以上（累計）
4	合同現場点検・勉強会の実施	不定期（各庁舎）	年１回以上（全庁舎）	→	→	→	年２回以上（全庁舎）
5	請負代金内訳書への法定福利費内訳明示実施県内市町村の割合	0%	50%以上（県導入）	→	→	→	100%
6	週休２日工事（発注者指定型工事）の実施（県工事）	１億円以上工事	５千万円以上工事	３千万円以上工事	２千万円以上工事	原則全ての県工事	原則全ての県工事
7	施工時期の平準化率	0.73	→	→	→	0.9以上	0.9以上
Ⅱ 施工計画等における安全及び健康の確保 ・ Ⅲ 安全及び健康に関する意識の向上							
◎8	建設業における労働災害死亡者数	３人	→	→	→	→	死亡者数「ゼロ」を目指す
◎9	建設業における労働災害数（休業４日以上）	147人	→	→	→	→	139人以下（対R①▲5%以上）
10	安全パトロールの実施（県工事）	約200件	200件以上	400件以上（累計）	600件以上（累計）	800件以上（累計）	1,000件以上（累計）
11	ＩＣＴ活用工事実施率（県工事）	対象工事の５割	→	→	→	→	対象工事の８割
12	遠隔臨場の推進（県工事）	試行	実装・拡大	→	→	→	原則全ての県工事
13	労働安全衛生講習会の開催	70回	70回以上	140回以上（累計）	210回以上（累計）	280回以上（累計）	350回以上（累計）
Ⅳ 処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進							
◎14	建設業就業者数（国勢調査）	R２年（25,059人）	→	→	→	→	25,059人以上
◎15	建設業就業者に占める若者（２９歳以下）の割合（国勢調査）	R２年（8.5%）	→	→	→	→	8.5%以上
◎16	建設業就業者に占める女性の割合（国勢調査）	R２年（16.4%）	→	→	→	→	16.4%以上
17	建設キャリアアップシステムの導入促進	－	→	→	完全実施を目指す	→	完全実施を目指す
18	国家資格受験準備講習会参加者数	97人	150人以上	300人以上（累計）	450人以上（累計）	600人以上（累計）	750人以上（累計）
19	建設ＤＸ推進講習会の開催	－	３回以上	6回以上（累計）	9回以上（累計）	12回以上（累計）	15回以上（累計）
20	ＡＳＰ導入工事数（県工事）	20件	40件以上	80件以上	120件以上	160件以上	200件以上
21	若者・女性向け魅力発信事業の実施	10回	10回以上	20回以上（累計）	30回以上（累計）	40回以上（累計）	50回以上（累計）
22	「とくしま建設業Ｗｅｂ広報」への建設産業魅力発信動画掲載数	－	２本以上	４本以上（累計）	６本以上（累計）	８本以上（累計）	10本以上（累計）

令和５年度　建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の
改善に関する徳島県計画推進会議委員およびオブザーバー

１　委員

役　　職	氏　　名	備考
国立大学法人徳島大学大学院社会産業理工学研究部　講師	金井　純子	会長
一般社団法人　徳島県建設業協会　専務理事 徳島県建設産業団体連合会　専務理事	小島　祥圓	会長代理
株式会社北岡組　営業部　働き方改革推進室　室長	佐藤　佳世	会長代理
井川設計工房株式会社	井川　千絵美	
徳島県社会保険労務士会　会長	土橋　秀美	
株式会社大竹組　工務部　工務課長	橋本　美春	
株式会社松島組　代表取締役	松島　光作	
建設業労働災害防止協会　徳島県支部　事務局長	南　　武志	

２　オブザーバー

役　　職	氏　　名	備考
徳島労働局　労働基準部　健康安全課長	岡崎　正憲	
国土交通省四国地方整備局　建政部計画・建設産業課長	中村　まどか	
徳島県商工労働観光部　労働雇用戦略課	井上　晋一郎	

改訂履歴

版	年月	主な改訂内容
初版	令和３年３月	
第２版	令和５年３月	令和２年国勢調査の数値を反映